

SEINENHOKURITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№492
2012・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03(5366)1131(代) FAX 03(5366)1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 国歌の起立斉唱が当たり前とされる社会の怖さ 平松真二郎
—東京「君が代」裁判最高裁判決
- ふくしま集団疎開裁判の審理と結論 柳原 敏夫
—人権の最貧民国入りを表明した「日本人の仕分け」決定
- 次世代に希望のある未来を—脱原発ひまわりネット 山田いずみ
- 原発の是非は国民が直接決めること—東京都条例直接請求署名 鈴木 篤
- 違法となる退職勧奨行為って?—日本IBM退職強要東京地裁判決 本田 伊孝
- 貴重な修習の機会を潰すほどの就職競争 黒澤有紀子
—弁護士未登録二割の実情
- 弁学合同部会の最新の活動に触れる 串山 泰生
—新人弁護士向けガイダンスに参加して



南アフリカの子ども ①

国歌の起立斉唱が当たり前とされる社会の怖さ —東京「君が代」裁判最高裁判決

東京 平松真二郎

1 二〇一二年一月二六日、最高裁判所第一小
法廷（金築誠志裁判長）は、卒業式等に
おける国歌の起立斉唱を命じる校長の職務命令に違
反したことを理由とする①中学校・特別支援学校
の教員二名の停職処分、②中学校の教員二名の戒
告処分、③高等学校・特別支援学校の教員一六六
名の戒告処分、一名の減給処分につき、それぞれ
懲戒処分を取り消しを求めて争われていた訴訟に
ついて判決を言い渡した。

結論は、①事件につき一名の停職処分を取り消
し、②事件について減給処分を取り消し、③事
件、④事件の戒告処分については請求を棄却する
というものであった。

東京都教育委員会が、二〇〇三年一月三日、
卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱のあり方

を定める通達（以下「二〇・二三通達」という）を
発出して以来、さまざまな訴訟が争われてきた。
国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）の義務付け自体が
憲法一九条に違反するか否かについては、二〇一
一年五月三〇日第二小法廷判決を皮切りに、同年六
月六日第一小法廷判決、同月十四日第三小法廷判
決によって二応の決着がつけられていた。

今回の判決は、国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）
をめぐる懲戒処分につき、処分権者の裁量権を逸
脱濫用するものであるか否かについて判断された
初めての最高裁判決である。

2 東京都教育委員会による国歌の起立斉唱
の強制は、一〇・二三通達及びこれに基づ
く各校長の職務命令によって、教職員に対し、卒

業式等において「国旗に向かって起立し、国歌を
斉唱すること」を義務付け、これに従わない教職
員に対し懲戒処分を課すことよって行われてい
る。特に、二回目の職務命令違反は戒告処分であ
るが、二回目からは減給一〇分の一・一カ月、次は
六カ月と加重され、四回目以降は停職一カ月、さ
らには六カ月と、回を重ねるごとに累積加重され
ており、懲戒処分を利用した「国旗・国歌強制シ
ステム」を作りあげ実施してきた。

このような累積加重について、最高裁は「不起
立行為等に対する懲戒において戒告を超えてより
重い減給以上の処分を選択することについては、
本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要
となる」とした上で、「毎年度二回以上の式典の度
に懲戒処分が累積して加重されるという短期間

で反復継続的に不利益が拡大していくこと等を勸
案」して、「過去に、入学式の際の服装等に係る職
務命令違反による戒告一回の処分歴があることの
みを理由に減給処分を選択した都教委の判断は、
重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を
欠」として、減給処分の取り消しを命じた。ま
た、戒告処分については処分の取り消しは認めな
かったものの「これを不当の問題として論ずる
余地はあり得る」と判示されており、無条件に戒
告処分を容認したものではないというべきである。

全体として、最高裁は、東京都が実施してきた
累積加重処分を前提とする「国旗・国歌強制シス
テム」そのものを断罪したものといつてよいであ
ろう。

3

今回の判決翌日の産経新聞の主張欄で
は、「停職や減給を行き過ぎとした判決に
は疑問が残る」とした上で、「指導を続けた結果、
処分が重くなっていったのは当然である」とし、
「国旗や国歌を大切にするのは国民の素養だ。子
どもたちにも、きちんと教えなければならぬ。
ところが、学校では、長年にわたって国旗や国歌
を政治闘争や裁判闘争の道具とする教師勢力がお
り、様々な弊害がもたらされてきた」と論じられ
た。

この背後には、都教委の主張、すなわち原告ら
教職員こそが教育現場に混乱を持ち込んでおり、
その対処のために通達あるいは職務命令を出さざ
るを得なかったというストーリーを描きだして、
原告ら教職員を学校現場から排除しようとする動
きがある。みずからの意に沿わない教職員を学校
から排除しようとする行政機関、これがまかり通
れば、教育の目的は個人の人格の成長発達のため
ではなく、戦後教育改革で否定された国家のため
の臣民の育成に逆行することになる。

戦争中に振られていた「日の丸」も、歌われてい
た「君が代」も、決して臣民が自発的にハタを振
り、ウタを歌ったものではない。そうしなければ
非国民とされ、事実上、あるいは社会的なさまざ
まな不利益、圧力を受けるなかで、ハタを打ち振
り、ウタを歌ったのである。国家が一色に国民を
染め上げようとするとき、それに抵抗することが
認められなければ、その先は全体主義国家に行き
つくほかないであろう。

4

二〇一二年五月からの一連の最高裁判決に
おいて、国歌の起立斉唱の義務付けは、
「間接的に」ではあれ思想良心の自由に対する制約
に該当すると判断された。その際には七名の最高
裁判事が補足意見を述べ、竹内行夫裁判官と那須

弘平裁判官の二名をのぞく裁判官が教育現場にお
ける無用の混乱と生徒への悪影響について懸念を
表明するものであった。

今回の最高裁判決は、職務命令が思想良心の自
由に対する「間接的な制約」を含む場合に、単に
職務命令に従わなかったことだけを理由として懲
戒処分をすることが許されるか、加重処分をする
ことが許されるかが争われた。

ア priori に職務命令に従う必要があるとした
論旨に賛成できない部分も残るが、ひとまず都教
委のもくろんだ国旗国歌の強制 II 累積加重処分シ
ステムによる強制に反対する教職員を学校から排
除することに対して一定の歯止めをかけたものと
評価したい。

今後は、二〇〇五年度以降に処分された教職員
(二次訴訟で六七名、三次訴訟で延べ五〇名)の原
告について、減給以上の処分は当然、戒告処分に
ついてはやはり「社会観念上、著しく妥当性を欠
く」として取り消されるべきことを求め続け
ることになる。

ふくしま集団疎開裁判の審理と結論

人権の最貧民国入りを表明した「日本人の仕分け」決定

東京弁護士会 柳原 敏夫

1 チョムスキーが定義する偽善

チョムスキーは偽善・欺瞞を次のように定義します。「相手の行為に對し当てはめる自らの価値基準を、自分自身の行為に對しては決して当てはめようとしないこと」。

郡山市長が郡山市内の小中学生に避難する必要はないとしながら、自分の孫を避難させていたのは地元では有名な話で、福島県では為政者も偽善なしにはやれないほど危機的な状況にあります。他方で、市民運動の中には次のような認識もあります——福島原発事故を経て、私たちは岐路にある。だが、福島原発事故はちつとも「経て」いません。今なおその真つ最中にあります。

福島の人たちは一種の核戦争の中にいます。日々、福島原発から放出された大量の放射性物質によって、外部から、そして体内に取り込まれる内部から、桁違いな量でくり返される核分裂と同時に発射される放射線とのたえまのないたたかい（年間一ミリシーベルトだけでも「毎秒一万本の放射線が体を被ばくさせるのが一年間続くもの」（矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授）を強いられているからです。「核分裂による放射線の被ばく」という、目に見えず、臭いもせず、痛みも感じない、要するに私たちの日常感覚ではぜったい理解できない

相手とのたたかいの中にもほり込まれています。それは放射性物質（核種）からの攻撃という意味で核戦争です。

この核戦争の最大の被害者は子どもです。しかも国はその攻撃を支持しました。二〇一二年四月、突如、それまでの一般大人の線量限度の一ミリシーベルトをいきなり子どもにも二〇倍する二〇ミリシーベルト政策を採用したからです。その政策を支援したのが国際放射線防護委員会（ICRP）の三月二二日の異例のお見舞い勧告でした。しかし、そこに述べられている「緊急時被ばく状況」や「現存被ばく状況」だと、どうしてそれまでの一ミリシーベルトという線量限度が突然一〇〇倍、二〇倍にアップすることが正当化できるのかその説明がまったくありません。世界で最もチンパンチンパンの文書です。一体、どうやって「君たち福島の子どもたちは被ばくしたので、本日から放射線感受性が二〇倍アップになりました」と子どもたちに説明したらいいでしょうか。当然、福島県の親たちは猛反対しました。しかし、国は核戦争に加担するこの政策を本質的に最後まで撤回しませんでした。この最も差し迫った最悪の人権侵害を早急に解決するため、二〇一一年六月、郡山の子どもたち一四名が郡山市を相手に「放射能から安全な場所で教育をせよ」を求める仮処分を申し立てました。これがふくしま集団疎開裁判です。

2 裁判を決める正義の力

この裁判は憲法裁判です。憲法は子どもにも「教育を受ける権利」を保障し(二六条)、この人権には「安全な環境で教育を受ける権利」も当然含まれるからです。当初から、私たちは門前払いがなければ「法による裁判」がなされる限りこの裁判は必ず勝つと確信していました。人権の基本原理によれば人権に対抗して制約できるものは唯一、他者の人権との衝突しかありませんが、本件の子どもの避難で衝突するのは基本的人権の問題だけです。人権(命)対お金の対立なら人権に軍配を上げるが人権保障の当然の帰結です。ましてや、国は一九五九年、原発導入にあたって、原発事故による被害額を国家予算の二・二倍(現在の国家予算なら二〇〇兆円)と試算済みです。報告書「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」。もともとそれだけの損害額を覚悟して原発の導入を推進したのです。金銭的にも福島県の子どもたちの疎開を不可能だという言い訳は通用しません。

そのうえ、本裁判はすでに発生した事故の、今ここで命が危険に晒されている子どもたちを救済するという現在進行中の緊急避難の裁判です。未来の事故防止のための原発差止裁判とはレベルが

ちがいます。だから、天地がひっくり返らない限りこの裁判は負けるはずがない、そう確信していました。

3 裁判の審理と結論

いざ裁判が始まったとき、裁判所は門前払いをせず、被ばくの危険性という本題の審理に入りました。私たちはチェルノブイリ事故との具体的な対比を行い、「チェルノブイリに對し当てはめる自らの価値基準を、福島に對しては決して当てはめようとしないうこと」という偽善・欺瞞を取らないように訴えました。しかし、裁判所は、野田総理の欺瞞的な「冷温停止」宣言と同じ二〇一二年一月一六日に、申立の却下を宣言しました。郡山市長と同じ「欺瞞」を、チェルノブイリと福島とでダブルスタンダードの基準を採用したのです。

理由の骨子は、一四名の避難を求めた申立を郡山市三万人の子ども全員を一律に避難させる申立であると強引に捻じ曲げ、したがって避難が認められる要件は厳しく解するほかないとし、審理の中で郡山市も一度も主張しなかった一〇〇ミリシーベルト問題がいきなり取り上げられ、一〇〇ミリシーベルト以下なら避難に必要な「切迫した危険」は認められない、文科省が福島県の親の抗議を受け、事実上撤回せざるを得なかった二〇ミ

リシーベルト政策を取り上げ、これも考慮すべきだ、すでに被ばくしたものは今さら救済しようがない、危険だと思うなら自己責任で区域外通学という方法で避難すればよいというものでした。

これは一四名の申立人と同様の危険な中にいる福島の子どもたち全員に向かって、君たちは自己責任で避難しない限りどうなっても構わないと宣言するもの、つまり歴史上初めて「日本人の仕分け」を宣言した判決です。これは戦後、人権保障を基本原理としてスタートした六五年間の司法制度の崩壊を自ら宣言したにひとしい判決です。国家が深刻な機能不全に陥った時、これを克服する原点は市民の自己統治です。司法も例外ではありません。私たちは即時抗告と併行して、世界中の市民で構成される陪審員の手により、避難の是非について判断を下す世界市民法廷を設置し開催することに決めました。先日、チョムスキーも参加を表明し、次のメッセージを寄せました。

「社会が道徳的に健全であるかどうかを測る基準として、社会の最も弱い立場の人たちを社会がどう取り扱うかという基準に勝るものはなく、許し難い行為の犠牲者となつていいる子どもたち以上に傷つきやすい存在、大切な存在はありません。日本にとつて、そして世界中の私たち全員にとつて、この法廷は失敗が許されないテスト(試練)なのです。」(二〇一二年一月三日記)

次世代に **希望** のある未来を

脱原発ひまわりネット

宮城県 山田いずみ

仙

台弁護士会の若手女性弁護士が呼びかけ人となって、「脱原発ひまわりネット」を立ち上げました。五八期の私が一番上というところで、代表をさせていただきますので、ご紹介させていただきます。脱原発ひまわりネットの呼びかけ人メンバーは、青法協の会員もそうでない方もいます。また、「若手」と言っているのはメンバー内部でも大いに議論になっておりますが、年齢はともかく、私にも四歳と二歳の子どもがいますし、子育て世代と言えるメンバーです。

二〇一二年三月一日の東日本大震災とその後の福島原発事故は私たちの生活を一変させました。特に原発事故は、大丈夫、安全だと思っていた、思わされていた原発が、いったん深刻な事故を起こせば、一瞬にして土も空も海もすべてを汚し、私たちの生活のすべてを破壊するということをまざまざと見せつけました。そして、現在も続く放射能汚染が、今後長期間にわたってどのような影響を与えるのかという不安が広がっています。

子育て世代である私たちメンバーも「ただちに健康に影響はない」ということだろう、自分はともかく子どもたちは大丈夫なのか、将来出産するときに影響はないのか、と不安を感じました。そして、これからの私たちのために、また、次世代を担う子どもたちのために、脱原発社会をめざす以外に道はないのではないかと思うように

なりました。

た

だ、多くの脱原発の動きがある中で、私たちができること、すべきことが何なのかかわからず、また、東日本大震災のあとは、家庭でも、弁護士としても、震災以前とは違った忙しさがあつたことから、なかなか活動を開始することができずにいました。

しかし、宮城県にある女川原子力発電所も東日本大震災および四月七日の余震の際には危機一髪で重大事故を回避できた状態であった事実が明らかになり、福島でこれほどの大事故が起き、被害が継続しているにもかかわらず原発再稼働の動きもあることから、やはり何か行動を起こそうということになりました。

と

はいえ、原発がないと電気が足りない、火力発電にしたら二酸化炭素削減の京都議定書が守れなくて温暖化が進む、日本の経済産業に影響が出る、というご意見もあります。私たち自身、東日本大震災後の停電で電気のありがたさを身にしみて感じていたことから、脱原発社会をめざして、現代社会に生きている私たちにとって必要不可欠な電気が確保できるのか、将来のための温暖化対策はできるのか、という疑問も持つていました。

ただ、原発事故が、私たちのささやかな生活さえも根底から破壊してしまうことは明らかとなっ

ています。福島で不安を抱えながら生活をしている人たちが、避難して家族が離ればなれに暮らさざるを得なくなった人たちのことを思うと心が痛みます。やはり、福島原発事故をきっかけに脱原発社会に舵を切るべきであり、自然エネルギーなど代替エネルギーを利用すること、また、私たちの生活を見直すことで脱原発社会を実現することもできるのではないかと考えました。

このような考えにより、私たちは、原発や代替エネルギーについて学習し、子どもたちの未来を考えるすべてのみなさまに対して伝えていこう、脱原発社会をめざそう、まずは、女川原子力発電所の安易な再稼働は認めないようにしようと思

こ

れまでの活動としては、宮城県議会議員選挙の候補者に対して、女川原子力発電所再稼働についての公開質問を行い、また、二〇一二年一月三〇日に脱原発弁護団全国連絡会事務局長の只野靖先生を講師にお招きして第一回学習会「脱原発裁判―これまでとこれから」を開催いたしました。学習会には、多くの方にご参加いただき、只野先生のご講演により原発の恐ろしさを再確認し、さらには、脱原発をめざす私たちの活動の指針をいただいたように思っています。

今後は、広く市民の方々とともに活動していきたいと思っており、他の市民団体と共催して二〇

一二年一月二十九日に女川原発バスツアーを実施し、三月二〇日には、女川原発再稼働に反対する集会を企画しております。また、脱原発ひまわりネットとしては、二月二十七日に千葉恒久弁護士を講師にお招きし、第二回学習会「再生可能エネルギーが社会を変えていく」を開催予定です。

活動を開始したばかりですが、他の団体などとも共同しながら、新たな命をつないでいく世代として、また、法律家として、未来に対する責任を果たし、子どもたち、次世代に希望のある未来を残す活動をしていきたいと思っています。

最

後に私事ですが、先日、子どもたちと「大人になっても虹色の夢を描こうね〜」(「マル・マル・モリ・モリ!」)と歌っていたら、四歳の娘に「お母さんは大人だけ虹色の夢を描いている?」と聞かれました。

日々の生活に追われていて、夢を描くということなど考えていませんでしたが、脱原発社会、戦争のない平和な世界、すべての人が自分らしく幸福に生活できる社会を虹色の夢として描いて、弁護士としても、母親としても、社会人としても、活動していきたいとあらためて思いました。

すべての子どもたちが虹色の夢を描ける社会となつていくようお願いしながら、脱原発ひまわりネットの活動を通じて、脱原発社会を虹色の夢ではなく、現実にしていきたいと思えます。

第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。



発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141
E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

原発の是非は国民が直接決めること

— 東京都条例直接請求署名

東京 鈴木 篤

一 運動の背景

東京電力福島第一原発事故の発生後、ジャーナリストの今井一氏らの呼びかけを受け、一カ月あまりの準備期間を経て、二〇一二年六月二十五日、「みんなで決めよう『原発』国民投票」が結成された。現在この運動の賛同人には、谷川俊太郎氏・辻井喬氏・宮台真司氏・森崎東氏・天野祐吉氏・是枝裕和氏らの多数の著名人や学者などのほか、数千人の市民が名を連ねている。

原発事故が発生した直後の二〇一二年三月の世論調査では、原発に反対する声が国民の七割を超え、当時の菅総理大臣も「脱原発」を口にするという状況になっていた。だが、その後、時間が経つにつれて、いつの間にか国会で脱原発が語られ

ることはなくなり、それどころか「再稼働」や「原発技術の輸出」、さらには青森県大間では新規の原発建設工事の続行へ向けての動きが始まり、政府は原発事故の収束を宣言している。それと符節を合わせるように、原発被害や放射能汚染に関する報道も各種マスコミの紙面や画面から消えていつている。しかし、原発事故は収束するどころか、その被害の実情は、日を追う毎により深刻で広範なものであること、そして震災からの復興を妨げている最大の問題が、原発事故とそれによる放射能汚染であることが明らかになっている。

原発事故が起こる前、少数の良心的な学者などによる度重なる警告が、時の為政者たちから黙殺されて、原発が推進されてきたことと同じことが、今また、繰り返されようとしているのである。

二 運動の目的・意義

国民投票運動は、こうしたことを背景に提起された運動であり、その目的と意義は次の点にある。今回の被害の広範さや深刻さに照らしても、原発の是非、在り方についての問題は、国民的な議論が必要な問題であり、原発問題に絞った国民投票の実施は、国民が直接そうした問題を考え、議論し、行動する機会をつくることになる。この運動は、「脱原発」あるいは「原発推進」を呼びかける運動では決してない。原発をなくそうという立場の人も、原発は必要だという立場の人も、原発問題の重要性に照らし、行政府や立法府が国民の頭越しで勝手に決めるのではなく、主権者である国民が直接決めるべき事柄だとする点では、共通の認識に立つことが可能なはずであり、国民投票・住民投票が実現することによって、原発の是非をめぐる議論が、国民レベルで深化していくこと、それこそがこの運動の主眼なのである。

これに対し、国民投票や住民投票によらなくても、選挙という道があるのではないかという意見も考えられるが、選挙での候補者への投票行動は、原発に対する姿勢のみによっては決まらず、TPP問題や、消費税問題など、他の政治課題についての候補者の立場も、投票の行方を左右することになるため、国民の原発に対する意思が選挙

結果にストレートに反映しないということを指摘しておきたい。国民の原発に対する意思をストレートな形で表現するにはこの問題に絞った国民の直接投票が必要なのである。

二 国民投票と直接請求

ところで、現在の日本には、こうした国の根幹に関する方向を決めるための国民投票という仕組みは存在しない。先年成立したいわゆる国民投票法はあくまでも憲法改定のための国民投票に限定されている。したがって、国民投票を実現するためには、そのための法律の制定が必要となる。だが、法律を制定すべき国会は、原発についての国民の意思とは乖離した存在であり、その国会での法律制定を待っていたのではいつまで経っても実現しないということにならざるをえない。

現行の法律で直接民主主義による国民意思の実現が認められている制度は、地方自治法七四条に定める直接請求である。東京都と大阪市で二〇一一年二月一〇日からスタートした直接請求署名運動は、この制度を活用することによって、まずは地方自治レベルで、住民が直接原発に対する意思を表現する仕組みを作り、それをばねにして国政レベルでの国民投票の実現を図ろうというものである。東京都と大阪市を選んだのは、電力の最大消費地の住民には、その電力がどのようにつ

くられているかということに関与する責任と権利があると考えたからである。

四 運動に対する批判と疑問について

この運動に対しては、その実現の見通しの厳しさを指摘し、あるいは、直接請求や国民投票が実現した場合でも、国民投票や住民投票で負けた場合のダメージをあげて、時期尚早だとする批判的な意見が寄せられている。確かに、直接請求は、まずは、法七四条が定める法定の署名数(有権者の五〇分の一以上)を集めなければならず、署名が成立しても、それが議会(都議会や大阪市議会)で採択されなければならず、採択後、実際に行われる住民投票で多数を占めなければならぬなど、二重・三重の壁が立ちほだかっている。

このうち、第一番目の法廷署名数の壁については、いち早く大阪市で達成し、さらに東京都でも、現在二八万筆近くに達していて、今後の集約によって三〇万筆に到達する勢いとなっていて、すでに乗り越えることができることは事実となっている。

したがって次に問題となる壁は、都議会がこの条例案に対してどのような態度をとるかという問題となる。署名数が法定数に達したという事実を報じた今朝(二月一〇日)の朝刊に都議会の民主党、自民党、公明党がいずれも条例案の制定(都

民投票の実施)に対して消極的な姿勢であるとして、その談話が紹介されていた。こうしたことからすると、第二の壁を乗り越えるにはさらに大きな困難が待ち受けていることは疑いを入れない。

しかし、これら各会派の談話をみると、それらはいずれも原発をなくすことに対する消極意見であり、なくすかなくさないかを都民自身の意志によって決めるということの是非に対する意見ではないという点に注意を向ける必要がある。そこに如実に表れているのは、原発をなんとか残したいという勢力の者たちは、住民自身のこれについての意見を聞かずに、自分たちだけで決めたいと考えているという事実である。その意味で、第二の壁をめぐるステイジでは、誰が(あるいはどの党派が)住民の意見に虚心坦懐に耳を傾けようとしているのか、誰が(どの党派が)、住民の意見などと関係なく、勝手に物事を推し進めようとしているのかということが、明らかにされていくことになるだろう。

前記の第二、第三の壁の厚さを考えれば、この運動が住民投票の実施を勝ち取ることは難しいかもしれない。それでも何もしなければ何も変わらないし、少なくとも、その過程で、前記のように、誰が(どの党派が)真に「都民本意」の立場に立とうとしているのかということが明らかになっていくことには大きな意義があるというべきである。

違法となる退職勧奨行為って？

— 日本 IBM 退職強要東京地裁判決 —

東京 本田 伊孝

一 退職勧奨の許容限度を弛緩させる地裁判決

東京地方裁判所民事第一九部（渡邊和義裁判官）は、二〇一二年二月二八日、日本IBMに対する退職強要による慰謝料請求の訴えに対し、原告従業員四名全員の敗訴判決を言渡した（平成二一（ワ）第一七七八九号・平成二二（ワ）第四二三九〇号）。

本判決は退職勧奨の許容限度を弛緩させ、大企業による組織的な退職強要に対峙する労働者の立場を後退させる内容であった。

二 日本IBMで実施されている組織的な退職勧奨

(1) 組織的な退職勧奨制度

— RAプログラムの実施

日本IBMは、二〇〇四年以降、退職勧奨の対象者に通常の退職金に加えて特別加算金を支払い、また、再就職支援サービス会社によるサービスを提供する退職勧奨制度、すなわち特別セカンドキャリア支援プログラム（以下「特別支援プログラム」という）を実施してきた。特に二〇〇八年になってからは、特別支援プログラムを実施する

ために「リソース・アクション・プログラム」（以下「RAプログラム」という）を策定し、RAプログラムにおいては、特別支援プログラムの具体的内容の説明、同プログラムへの応募を勧める対象者の基準、応募を勧める方法等が定められていた。

日本IBM人事担当取締役執行員は、各部門長を招集して説明会を催し、RAプログラムを実施する旨を通知。そのなかで、人事取締役は、部門長の強いリーダーシップのもので、RAプログラムを強力に推進して予定数を確実に達成することを求めた上で、予定数の達成がリーダー各人の結果責任となるとした。

RAプログラムの対象とする正社員は継続的に人事評価が下位一五%以下（PBC評価なる人事評価）の社員を対象とした。

(2) 全日本金属情報機器労働組合（JMIU—IBM支部）の取り組み

日本IBMは、管理職であるラインマネージャーに対し、退職強要プログラムであるRAプログラムに関するレクチャーを開始したが、これは、日本IBMが違法な退職強要を組織的に強行することを示すものであった。

RAプログラムは、PBC評価による不利益と期間限定の退職支援制度を利用した組織ぐるみの退職強要命令であり、二〇〇八年一月一六日以降において、RAプログラム対象社員に対する一

斉の退職勧奨がされた。ラインマネージャーらは、「退職者の予定数の確実な達成」を確保しようと、常軌を逸した違法な退職強要を行うに至った。

J M I U—I B M 支部には毎日のように、熾烈な退職強要を受けた労働者からの相談が相次いだ。本裁判で原告になった四名の従業員も熾烈な退職強要を受けた。上司から「あなたは会社に必要とされていない」などと叱責され、原告のうち一人は、上司によりペットボトルを自分の顔面付近で振り回されたり、床をドンドン踏み鳴らされたりした。

ついに二〇〇九年、職場から違法な退職強要をなくすために、組合員四名が原告となり、日本 I B M を被告とする損害賠償請求訴訟が提起されるに至った。

二 退職勧奨の許容限度を弛緩させる 裁判所の判断

退職勧奨の違法性の判断基準については、裁判所は「社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した態様でなされたものでない限り、当然に許容されるものと解するのが相当であり、たとえ、その過程において、いわば会社の戦力外と告知された当該社員が衝撃を受けたり、不快感や苛立ち等を感じたりして精神的に平穩でいられないことがあ

ったとしても、それをもって直ちに違法となるものではないというべきである」と判示した。

加えて、「退職勧奨のための面談には応じられないことをはっきりと明確に表明し、かつ、被告（当該社員の上司）に対してその旨確実に認識させた段階で、初めて、被告によるそれ以降の退職勧奨のための説明ないし説得活動について、任意の退職意思を形成させるための手段として、社会通念上相当な範囲を逸脱した違法なものと評価されることがあり得る、ということとどまる」という基準を示した。

本判決は、「会社の戦力外」と告知されて、社員が平穩でいられないことがあっても、それをもってただちに違法とならない、と判示した。「会社の戦力外」告知とは、まさに原告らが上司から面談の際に言われた、「あなたは会社に必要とされない」「この会社に残っても、未来はない。転職すべきである」との発言に他ならない。こうした発言があっても、本判決によれば、積極的に違法性を基礎付ける事情として考慮されないことになる。

さらに、本判決は、退職勧奨を受けた従業員が退職に応じられないことを上司に「はっきりと明確に表明し、かつ上司に認識させた段階で、初めて、違法と評価され得る」と判示し、違法と認定されるためのさらなる基準を付加している。威圧的に迫る上司を前にして、従業員が「会社は辞め

ません」「これ以上の退職勧奨は止めるよう求めます」などと、どうして告げられるのだろうか。

本判決で示された退職勧奨の違法性の基準は退職強要と対峙する労働者の立場を後退させるものに他ならない。

各原告に対する違法な退職強要行為の有無について、判決では冒頭で、中小零細企業と比較して恵まれている退職制度が被告には用意されており、被告は各原告に退職制度のかかるメリットを説明しようとしていたのであり、各原告も退職制度のメリットの説明を聞くべきだったという前提を述べた。

そのうえで、退職強要に該当する各事実認定においても、床を「ドンドン」と踏み鳴らしたなどという原告の主張は誇張であり、むしろ組員である原告は秘密録音をしながら、ことさら上司を挑発していたなどと述べ、原告全員に対する違法な退職強要行為は存在しないとの結論を示した。

四 今後の取り組み

年末の労働者敗訴判決を受け、二〇二二年の年始に控訴した。日本 I B M という大企業による組織的な退職強要を止めさせるためにも、J M I U 支部とともに、弁護団はこれからも取り組んでいく。

貴重な修習の機会を潰すほどの就職競争 — 弁護士未登録二割の実情

東京 黒澤有紀子

1 はじめに

私たち新六四期は、二〇一二年二月二五日、弁護士一括登録日を迎えました。

新六四期司法修習修了者は一九九一名で、このうち同日の時点で弁護士登録を行ったのは一四二三名でした。

新六三期では、司法修習修了者一九四九名中、一括登録日時での登録者数は一五七一名でした。新六四期の登録者はこれに比べて二四八名減少していることとなります。企業の法務部などに就職をした場合は弁護士登録をしないというケースもありません。一概には進路の決まっていなくても、登録者数を出すことはできませんが、少なくとも一括登録日に登録をしていない司法修習修了者が

年々増加傾向にあることは確かです。

本稿では、新六四期司法修習生として感じた自分の周囲の状況を、他の修習生から聞いたことを含めてご報告させていただきたいと思えます。

2 修習中の就職活動状況

(1) 修習生は修習期間を経て、弁護士・裁判官・検察官の道を選択するわけですが、裁判官や検察官の採用が増えているかという点、新六四期の裁判官任用者は九八名、検察官任用者は七〇名と、修習修了者の増加にもかかわらずまったく増員の気配はありません。企業内弁護士という道もありませんが、その数はまだ多くはありません。多くの修習生の就職先は弁護士事務所ということになります。

しかし、修習修了者の増加数に見合った数の受け入れ先があるとは到底いえない状況です。就職活動は多くの修習生にとって大変苦しいものになります。数十もの事務所に履歴書を送付するのが現在の修習生の就職活動の普通の姿で、日連のHPで公募をかけた事務所には、採用枠が一人しかなくても数百人単位の応募が殺到するような状況にあります。

就職活動は、早いところでは司法試験の合格発表前から始まります。特に一部の大手事務所を志望する受験生は、法科大学院在学中のサマークラーク(短期の研修)を経ての事実上の予備的な選抜や、合格発表前から始まる事務所訪問を経て内定をもらいます。多くの修習生は、合格発表から修習開始までの二〜三カ月と、一年間という修習の短い期間の合間をぬって事務所訪問や面接を重

ねることになります。

(2) 私たち新六四期の司法修習は二〇一〇年一月末から開始されました。

この時点で就職先が決まっていたのは、一つの班(千葉修習では大体一八名位)の中で二、三名ほどという状況でした。

大半の修習生はその後の一年の修習期間に本格的な就職活動をするようになったわけですが、短期間に修習カリキュラムが詰め込まれている状況ではなかなか身軽に就職活動がしづらい面があります。貴重な修習の機会を潰すのは大変勿体ないことです。かと言って、就職競争に出遅れてあぶれてしまつては……と、なかなか行き先が決まらない状態でじりじりと焦る日々を送ることになります。修習を振り返って一番辛かったことは何を置いても就活である、という人は大変多いです。

(3) 一括登録に間に合うとされる登録申請の期限は、二〇一一年九月中旬でした(実際にはその後に申請しても間に合った人もいます)。それまでに就職先が決まっていた人は、私の周りでは六割位だったと思います。

地方で修習を受けている修習生の就職状況は、さらに厳しいものがありました。弁護士数が多くない地方でも新規採用は少なく、もともと採用の意思のなかった弁護士事務所に頼み込んでどうにか入れてもらったというケースをいくつ

も聞いています。採用側も事務所経営の都合もあるのに、無理をして受け入れて下さっている所が多くあるようです。都心部での就職を希望する修習生は、事務所訪問や面接に向うにあつての経済的・時間的な負担のため、激しい就職競争を不利な条件でたたかうこととなります。面接のための交通費だけで何十万円も飛ぶという修習生はたくさんいます。

3 採用条件の厳しさ

多数の応募者を書類で選考するにあつて、年齢や司法試験の成績、法科大学院の成績などの形式的な所でまずは切る、という事務所が多くなっているようです。三〇歳を超えているとなかなか面接までいけないという傾向が強いです。新六四期の青法協司法修習生部会の会員の中でも、年齢が上の人ほど就職先が決まるまで時間がかかっていたように思われます。しかし年齢が上の人は家族を持つていたり、親からの経済面の援助がないということが多く、非常にシビアな状況に置かれることとなります。

4 修習終了後の就職状況

(1) 二回試験が終了した後、私のいた修習地

では二、三割の人の進路が決まっています。なかには、内定が取り消されたため就職活動を再開した人もいました。

現在、六五期の採用活動が開始されていますが、六五期の修習生に紛れて就職先が決まっていない六四期の人の応募も見られます。六四期の修習生の就職活動は、現在でもまだ終わっていません。

また、登録した新六四期の弁護士(四三三名)の中には、いわゆる即独をした弁護士が相当数いることも見逃せません。即独弁護士の中には、望んでそうしたのではなく、既存の事務所への入所を諦めやむなく独立を選んだという者が多いです。短い修習だけで十分な職業訓練もなく独立をすることのリスクや、先立つ資金も必要であることからすると当然ではあります。また、自宅の住所でとりあえず弁護士登録をして、就職活動を続けるという人もいます。

(2) 就職ができていても、条件がいいとは限りません。新規採用弁護士の給与は年々下降しています。同期の知り合いにはいわゆる「キ弁」も多数見られ、給料は出ないという人も珍しくありません。

また、「選り好み」のできない状況なので、家族の当面の生活のために、自分のやりたい仕事や信念とまったく方向性が異なる事務所にも応募し、

入所を決めた人もいました。

5 ゆづいこ

以上のとおり、あくまで、私の周囲の様子や他の修習生から聞いたことなどを踏まえて、新六四

期の就職状況をご報告させていただきました。印象で述べた部分も多くなってしまうましたが、とにかく非常に厳しい状況となっていることは事実であると思います。

現在、新六五期の修習生が修習に励んでいることと思いますが、新六五期修習生は、貸与制への

移行もあり、今までになく厳しい状況にあると思います。ビギナーズの活動などを含め、今後、司法修習生を多方面で支援をしていく必要があると感じております。

弁学合同部会の最新の活動に触れる 新人弁護士向けガイダンスに参加して

東京 串山 泰生

はじめに

二月二〇日、青法協弁学合同部会主催の新人弁護士向けガイダンス「考えよう、三・一一、憲法、司法制度」いまこそ青年法律家協会」に参加しました。

ここでガイダンスの内容ならびに感想をご報告いたします。

一 各委員会等の活動内容報告

当日は、(1)弁学合同部会震災プロジェクトチーム(以下、「震災PT」という)、(2)福島原発被害弁護団、(3)本部憲法委員会、(4)本部司法改革問題対策委員会、(5)本部広報委員会から、活動内容が報告されました。

(1) 震災PT
被災三県以外でも甚大な震災被害が生じていることに着目し、千葉・茨城・栃木での被害救済をめざし活動しています。

二〇一〇年は千葉県旭市、茨城県北茨城市で法律相談を実施し被害実態の把握に努めました。旭市は九十九里浜があり景観保持のため傾斜の緩やかな堤防しか設置されておらず、近隣に比べて津

波による建物の被害が突出しています。また北茨城市では、一〇年以上かけて培ってきた有機農法が、原発事故による農地汚染のため存続の危機に晒されています。

震災PTでは今後、具体的な救済に向けた取り組みを進めるとのことでした。

(2) 福島原発被害弁護団

弁護団結成の理念、活動方針及び活動内容についての説明がありました。

冒頭に、福島原発事故は放射能公害であり過去の公害事件のように青法協が中心となって被害救済に向けてたたかう必要があると力強く語られました。弁護団は広田次男会員（福島）と小野寺利孝会員（東京）が共同代表となられ、原則的な活動を行っておられます。

福島原発事故では、健康被害に加え、避難にともなう社会生活上の被害、故郷を失うことの被害をどのように償うべきかが問題となっています。弁護団がめざすのは、何よりもまず除染等による原状回復を一刻も早く実現させることです。また、破壊された生活を元に戻すための完全賠償を勝ち取るためたたかっています。そのため、ほぼ毎週のように福島県内の被災地に入り法律相談を行っています。現在五〇名ほどの弁護士が活動されており、新人（登録から二年間）には費用援助とし

て現地までの交通費実費が補助されます。

(3) 憲法委員会

青法協の原点である憲法改悪阻止、自衛隊問題、米軍基地問題などを主に取り扱い、最近では議員定数削減問題、君が代・日の丸の強制問題などに取り組んでいます。

主な活動内容は、憲法課題に関する調査・発表・運動、各支部の活動の集約・交流、常任委員会での討議準備、各種パンフレット・ブックレットの作成及び修習生・学生への憲法課題の紹介などです。

定例活動として、毎月一回開かれる定例会で決議・声明の素案づくりを行っています。また、学生を対象にフィールドワークを定期的を実施するほか、三年に一度開催される人権研修交流集会の準備のため海外での取材活動を行っています。

来る三月三〇日には「自然エネルギーと原発被害者を考えるフィールドワーク」が開催予定です。

(4) 司法改革問題対策委員会

刑事司法問題を中心に活動しています。

活動としては、決議案、意見書案作成があり、近時は二〇一〇年一〇月二日「検察のえん罪作出体制の究明と是正を求める声明」を発表し、二〇一二年二月三〇日「裁判員制度の三年後」見直

し」に向けた提言（「青年法律家」号外）が発表されました。

学会会員も参加し、議論を重ねながら声明・提言案を作成しています。ちょうど年末に青年法律家号外を発行したばかりで、次の課題は検討中のことです。今、参加すれば自分の関心のある課題を自由に選んで活動できそうです。

最後に「刑事弁護の実務に役立つ当委員会に入ろう」というメッセージをいただきました。

(5) 広報委員会

言うまでもなく「青年法律家」を発行している委員会です。毎月一回、本部で編集会議が行われています。

定期的に機関紙を発行しているため、大変忙しい委員会ではないかと思っていたのですが、委員会は編集が主な活動で、原稿はそれぞれの会員に依頼するため、自ら原稿を執筆するのは数カ月に一度編集後記を担当するくらいだそうです。会議で情勢を討議し原稿の依頼先を決めるので、基本的に持ち帰るべき宿題はなく、希望すれば持ち込み企画もOKとのことです。

忙しくてあまり時間は取れないけれど委員会活動には参加したいという方や、青法協全体の取り組みに関与した事件・情勢を深く知りたいという方におすすめの委員会です。

二 あいち支部活動報告

当日は、あいち支部からもご参加いただき、活動報告をしていただきました。

あいち支部では、若手弁護士や修習生・学生を対象とした勉強会やイベントを定期的に開催されており、そこで使った資料を二種類ご紹介いたしましたがいずれも印象的なものでした。

一つは、静岡県湖西市の三上元市長が、みずから作成・配布している「反原発のメッセージ」というパンフレットです。もう一つは、アイドルグループ制服向上委員会が歌う脱原発の歌が、テレビなどメディアから排除されていることを紹介した新聞記事で、裏面には俳優山本太郎さんの記事も掲載されています。

自治体の首長、アイドル、俳優、いずれも脱原発を口にすれば激しいバッシングに晒され職を失うリスクがありますが、この方々は職を賭し、人生を賭けて脱原発を訴えています。その姿勢に強く感銘を受け、弁護士こそ負けずに活動しなければならぬと痛感しました。

三 最後に委員会活動のすすめ

私は、お恥ずかしい話ですが、これまで本部の

委員会がどんな活動をしているのかよく知りませんでした。今回のガイダンスに参加したことで全体像を理解できました。

私のような入会して間もない新人会員にとつて、今回のガイダンスは青法協の活動を知るうえで極めて有意義です。また、活動報告のために出席されたある委員会の先生も「普段は他の委員会がどんな活動をしているのか、知る機会が少ないので、今回はそれがよく判った」とおっしゃっていました。その点では、今回のガイダンスは新人のみならず、先輩弁護士の方々にとつても得るものが大きかったのではないかと思います。

最後に、委員会活動は弁護士業務と並行して行われるため、仕事の都合で定例会に出席できないことがあります。それは気にしなくてよいということですが。

本日ご報告いただいた各委員会、震災PT、弁護士団、支部はいずれも使命感に溢れ、精力的に楽しみながら活動されています。それぞれの専門分野で奥の深い討議・検討がなされており、新人弁護士にとってまたとない研鑽の場であることは間違いありません。各委員会、震災PTともに新人大歓迎とのことでしたので、新人会員のみなさまは興味のある委員会へのご参加をぜひご検討ください。



▼先日、新人弁護士向けへの青法協の本部委員会のガイダンスというものがありません。青法協の顔というべき修習生委員会は一足先に

に終えており、憲法委員会等の他の委員会が熱心なプレゼンテーションをしました。私は広報委員会の一員として説明をしましたが、当日憲法委員会の先輩に会わなければレジュメなしで参加するところでした。▼広報委員会という様々な広報活動をしているとも思われますが、青法協本部では「青年法律家」の原稿依頼だけ、しかも月一度二時間の会議出席で足り、宿題なしという楽なことをアピールしました。広報委員会の先輩からは、それだけ情勢、青法協に目を向けておかなければならないというフオーワーがあつて助かりました。▼いずれにせよ皆様からの原稿なくしては「青年法律家」はありません。今回も最新の話題について、第一線で活躍されている方からの原稿をいただきました。ありがとうございました。

(中川勝之)